

## TMI 中国最新法令情報 —(2018年1月号)—

### TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区朝外大街乙 12 号

昆泰国際大厦 2412A 室

TEL : +86-(0)10-5925-1200

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。バックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。[http://www.tmi.gr.jp/global/legal\\_info/china/index.html](http://www.tmi.gr.jp/global/legal_info/china/index.html)

#### 目次

#### 一. 中国最新法令

##### 1. 中央法規

- (1) 企業国外投資管理弁法
- (2) 汚染物排出許可管理弁法

##### 2. 司法解釈等

- (1) 最高人民法院による仲裁司法審査案件の若干問題に関する規定

#### 二. 連載 中国企業法実務／第十二弾：情報化時代における各種論点

##### (第5回 商用暗号規制)

#### 三. 中国法務の現場より

- 1. モバイル決済の利用限度額
- 2. ごみの分別収集に改善の動き

## 一. 中国最新法令（2017年11月中旬～2018年1月中旬公布分）

### 1. 中央法規

#### (1) 企業国外投資管理弁法<sup>1</sup>

国家發展改革委員会令第11号 2017年12月26日公布、2018年3月1日施行

##### ① 背景

企業国外投資管理弁法（以下「本弁法」という。）を公布する趣旨は、国家發展改革委員会による国外投資へのマクロ的な指導及び監督管理の強化、国外投資の総合的なサービスの最適化、国外投資の健全な発展の促進、並びに国家の利益及び安全の保障を図ることにある。

本弁法の公布に伴い、2014年5月8日から施行されている国外投資プロジェクトの確認審査及び届出管理弁法<sup>2</sup>（以下「届出管理弁法」という。）は、廃止される。

以下、本弁法の主な内容について紹介する。

##### ② 内容

#### ア 国外投資プロジェクトの認可制及び届出制

中国国内の投資主体が直接又はその支配する国外企業により展開する投資プロジェクトについて、センシティブな国、地域<sup>3</sup>又はセンシティブな業界<sup>4</sup>に係るセンシティブ類プロジェクトに該当する場合、国家發展改革委員会による審査認可を受ける必要がある<sup>5</sup>。

投資主体が直接に展開する非センシティブ類のプロジェクトについては、届出管理制度を適用する。投資主体が①中央管理企業である場合、又は②地方企業であり、かつ中国側の投資額が3億米ドル以上である場合、届出機関は国家發展改革委員会である。他方、投資主体が③地方企業であり、かつ中国側の投資額が3億米ドル未満である場合、届出機関は投資主体登録地の省レベルの政府發展改革部門である<sup>6</sup>。

#### イ 申請手続

認可制及び届出制が適用される国外投資プロジェクトについては、いずれも国外

<sup>1</sup> 《企业境外投资管理办法》

<sup>2</sup> 《境外投资项目核准和备案管理办法》

<sup>3</sup> 中国と外交関係のない国又は地域、戦争や内乱が発生している国又は地域、中国が締結し又は参加する国際条約や協定等によって中国企業の投資が制限される国又は地域、並びにその他センシティブな国及び地域を指す（本弁法第13条第3項）。

<sup>4</sup> 武器設備の研究開発、生産及び修理、国を跨る水資源の開発及び利用、新聞マスコミ並びに中国の法律法規及び関連する調整制御政策によって、中国企業の投資を制限する必要がある業界を指す（本弁法第13条第4項）。

<sup>5</sup> 本弁法第13条第1項

<sup>6</sup> 本弁法第14条第2項

投資管理及びサービスのウェブシステムにて申請手続を行うことになる<sup>7</sup>。認可制が適用される場合、認可機関は、申請報告を受理してから原則として 20 営業日以内に認可結果を決定し<sup>8</sup>、届出制が適用される場合、届出機関は、申請報告を受理してから 7 営業日以内に届出通知書を発行する<sup>9</sup>。

#### ウ 申請時期

申請時期については、届出管理弁法では、認可制又は届出制で管理される国外投資プロジェクトについては、投資主体が対外に法的拘束力を有する最終的な書類を締結するまでに、国家発展改革委員会が発行する認可文書又は届出通知書を取得する必要がある、又は締結する書類において国家発展改革委員会が発行する認可文書又は届出通知書を取得することを発効条件として明記する必要があると定められていた<sup>10</sup>。

これに対し、本弁法では、投資主体は、プロジェクトのために資産若しくは権益を投入し、又は融資若しくは担保を提供するというプロジェクトの実施までに、認可文書又は届出通知書を取得すれば足りるものとされた<sup>11</sup>。

#### エ 変更申請

認可又は届出手続が完了しているプロジェクトについて、以下のいずれかの事由が発生する場合、投資主体は、関連事由が発生する前に当該認可文書又は届出通知書を発行する機関に対して、変更を申請する必要がある<sup>12</sup>。

- 投資主体に増減が発生する場合
- 投資場所に重大な変化が発生する場合
- 主な内容及び規模に重大な変化が発生する場合
- 中国側投資額の変動幅が認可若しくは届出した金額の 20%を超える場合、又は中国側投資額に 1 億米ドル以上の変化が発生する場合
- 認可文書又は届出通知書の関連する内容に対して重大な調整をする必要があるその他の事由

#### オ 重大事項の報告

海外投資において、海外に駐在させる人員に重大な死傷、国外資産に重大な損失、又は中国と関係国の外交関係等に重大な不利が発生した場合、投資主体は、関連する状況が発生した日から 5 営業日以内にウェブシステムで重大な不利に関する報

<sup>7</sup> 本弁法第 18 条及び第 29 条

<sup>8</sup> 本弁法第 25 条第 1 項

<sup>9</sup> 本弁法第 31 条

<sup>10</sup> 届出管理弁法第 25 条

<sup>11</sup> 本弁法第 32 条

<sup>12</sup> 本弁法第 34 条第 1 項

告表を提出する必要がある<sup>13</sup>。

## (2) 汚染物排出許可管理弁法<sup>14</sup>

環境保護部令第48号 2018年1月10日公布、同日施行

### ① 背景

中国では、80年代後半から各地で汚染物排出許可管理制度が施行されており、約28の省等において汚染物排出許可管理に関する法律が制定されている。しかし、実務上、汚染物排出許可制度の施行は徹底されておらず、複数の環境管理制度に重複があり、また監督管理部門も十分機能していない、処罰程度が足りない、といった問題が存在している。

2016年11月に国務院弁公庁による「汚染物排出の抑制及び許可に関する制度の施行方案の通知」<sup>15</sup>が施行されたことに伴い、中国における汚染物排出許可制度の改革が本格化し、2016年12月に環境保護部が汚染物排出許可証管理暫定規定<sup>16</sup>を公布した。当該暫定規定は、汚染物排出許可制度の改革の実施及び汚染物排出許可証の発行にとって積極的な意味を有するが、正式な部門規定ではなかったため、環境保護部は、正式な部門規定として汚染物排出管理弁法（試行）（以下「本弁法」という。）を制定した。

### ② 内容

#### ア 汚染物排出許可証に関する手続

本弁法においては、汚染物排出許可証の申請、審査認可及び発行について、企業が提出すべき申請資料及び公開すべき情報、環境保護管理部門の受理手続、審査認可の要点及び証書の発行が明確に定められている。また、汚染物排出許可証書の変更、更新、取消、抹消及び紛失時の再発行申請等に関する手続及び申請資料も定められている。これらの手続は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）で行う<sup>17</sup>。

省レベルの環境保護管理部門は、当該地域の汚染物排出許可証の発行機関及び申請手続等を定めた上、社会に公告する<sup>18</sup>。汚染物排出企業は、プラットフォームにおいて関連情報を記入した上、汚染物排出許可証を申請すると同時に、プラットフォームを通じて汚染物排出許可証を発行する環境保護管理部門に所定の書面資料を提出する必要がある<sup>19</sup>。

<sup>13</sup> 本弁法第 43 条

<sup>14</sup> 《排污许可管理办法（试行）》

<sup>15</sup> 《国务院办公厅关于印发控制污染物排放许可制实施方案的通知》

<sup>16</sup> 《排污许可证管理暂行规定》

<sup>17</sup> 本弁法第 10 条

<sup>18</sup> 本弁法第 23 条第 1 項

<sup>19</sup> 本弁法第 26 条第 1 項、第 2 項

汚染物排出許可証を発行する環境保護管理部門は、申請を受理した日から 20 営業日以内に許可結果を決定し、かつ許可決定日から 10 営業日以内に、汚染物排出許可証を発行する。ただし、環境保護管理部門が上記期限内に決定できない場合には、本部門の責任者の認可を経て、10 営業日延長することができる。また、ヒアリング、検査測定、検査検証又は専門家による評価審査が必要となる場合、所要時間は、上記審査期限に算入しないとされている<sup>20</sup>。

#### イ 汚染物排出許可証の内容

汚染物排出許可証は、正本及び副本で構成され、承諾書、基本情報、登記情報及び許可事項が含まれる<sup>21</sup>。承諾書、基本情報及び登記情報は企業が自ら記入することになり、許可事項は、環境保護管理部門が企業の申請資料に基づいて統一の技術規範に基づいて確定する。また、新規に取得する汚染物排出許可証の有効期限は、許可決定日から 3 年であり、更新する場合の汚染物排出許可証の有効期限は 5 年である。

#### ウ 汚染物排出量への管理強化

環境保護管理部門は、汚染物排出許可証で管理される企業及びその生産設備、汚染物防止処理施設、排出口に対して統一の番号で管理する<sup>22</sup>。また、環境保護管理部門は、国家及び地方の汚染物排出基準に基づいて、汚染物排出企業の排出口又は無組織排出元の相応する汚染物の排出許可濃度を定め<sup>23</sup>、かつ汚染物排出許可証の申請及び発行の技術規範規定に定める業界の重点汚染物の排出許可量の計算方法、並びに環境品質改善の要求に基づいて、汚染物排出企業の排出許可量を確認する<sup>24</sup>。

#### エ 汚染物排出企業に対する監督管理

汚染物排出企業は、汚染物排出許可証の規定に基づいて、国家の環境監察測定、計量認証の関連規定に適合した監察測定の設備を取り付けて使用するものとし、汚染物の排出状況を監察測定した記録を保存するものとされている<sup>25</sup>。

汚染物排出企業は、汚染物排出許可証における台帳記録の要求に応じ、生産特徴及び汚染物の排出特徴に基づいて、汚染物排出口又は無組織汚染物排出元ごとに記録する必要がある<sup>26</sup>。

また、汚染物排出企業は、年度、四半期及び月の汚染物排出許可証執行報告を作

<sup>20</sup> 本弁法第 31 条

<sup>21</sup> 本弁法第 12 条

<sup>22</sup> 本弁法第 9 条

<sup>23</sup> 本弁法第 16 条

<sup>24</sup> 本弁法第 17 条第 1 項

<sup>25</sup> 本弁法第 34 条第 1 項

<sup>26</sup> 本弁法第 35 条

成し、プラットフォームにおいて提出し、かつ公開するものとされている<sup>27</sup>。

## 2. 司法解釈等

### (1) 最高人民法院による仲裁司法審査案件の若干問題に関する規定<sup>28</sup>

最高人民法院 2017年12月26日公布 2018年1月1日施行

#### ① 背景

最高人民法院は、2016年6月に人民法院による「紛争解決制度多元化改革の一層の深化に関する意見」<sup>29</sup>を公布し、その中で、裁判所と仲裁機関の結合を要求し、仲裁制度の改革を支持する意見を表明した。

上記背景の下で、最高人民法院による仲裁司法審査案件の若干問題に関する規定（以下「本規定」という。）が制定された。その趣旨は、裁判所が仲裁司法審査案件を審理する実際の需要に基づいて、仲裁司法審査案件における法律適用問題を明確にし、案件の審査手続を有効に規範し、多元的な紛争解決制度を整備することにある。

#### ② 内容

##### ア 仲裁司法審査案件の種類<sup>30</sup>

- 仲裁合意の効力の確認を申請する案件
- 大陸仲裁機関による仲裁判断の執行を申請する案件
- 大陸仲裁機関による仲裁判断の取消を申請する案件
- 香港、マカオ及び台湾地域の仲裁判断の承認及び執行を申請する案件
- 外国仲裁判断の承認及び執行を申請する案件
- その他仲裁司法審査案件

##### イ 仲裁司法審査案件の管轄

- 仲裁合意の効力の確認を申請する案件については、仲裁合意で定める仲裁機関所在地、仲裁合意の締結地、申立人の住所、又は被申立人の住所が所在する中級人民法院又は専門の人民法院が管轄する<sup>31</sup>。
- 外国仲裁判断が、人民法院が審理する案件と関連し、かつ被申立人の住所、被申立人の財産所在地がいずれも中国国内ではない場合の外国仲裁判断の承認については、関連案件を受理する人民法院が管轄する。すなわち、高級人民法院以下の人民法院が関連案件を受理した場合、上級の人民法院が管轄権を有し、高級人民法院又は最高人民法院が関連案件を受理した場合、当該人民法院は、

<sup>27</sup> 本弁法第37条

<sup>28</sup> 《最高人民法院关于审理仲裁司法审查案件若干问题的规定》

<sup>29</sup> 《关于人民法院进一步深化多元化纠纷解决机制改革的意见》

<sup>30</sup> 本規定第1条

<sup>31</sup> 本規定第2条第1項



自ら審査し、又は中級人民法院を指定して審査させる<sup>32</sup>。

- 二つ以上の管轄権を有する人民法院に申し立てた場合、最初に立件した人民法院が管轄権を有する<sup>33</sup>。

#### ウ 仲裁司法審査案件の審査

人民法院は、申請人からの申請から7日以内に申立を受理するかを判断し<sup>34</sup>、立件した後受理条件を満たさないと判断した場合、申立の却下を裁定する<sup>35</sup>。

また、人民法院が受理した後、被申立人が管轄権に対して異議を有する場合、自人民法院による通知を受けてから15日以内に管轄権の異議を申し立てることができる<sup>36</sup>。

#### エ 仲裁司法審査案件の法律適用

当事者が涉外仲裁合意の効力を確認するために適用する法律について協議して選択する場合、明確な意思を表示しなければならず、契約に適用する法律のみ約定しても、契約における仲裁条項の効力を確認するために適用される法律にはならない<sup>37</sup>。

人民法院が涉外民事関係における法律適用法第18条に基づいて、涉外仲裁合意の効力を確認するために適用する法律を確定する際、当事者が適用する法律を選択せず、仲裁機関所在地の法律及び仲裁地の法律に基づいて仲裁合意の効力について異なる認定がなされる場合、人民法院は、仲裁合意を有効と判断される法律を適用しなければならない<sup>38</sup>。

人民法院が、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)を適用し、外国仲裁判断案件の承認及び執行を申請する案件を審査する際、被申立人が仲裁合意の無効を抗弁とする場合、人民法院は、当該条約の第5条第1項(甲)項に基づいて、仲裁合意の効力の確認で適用すべき法律を確定する<sup>39</sup>。

(苗曉艷・中国法顧問)

<sup>32</sup> 本規定第3条第1項

<sup>33</sup> 本規定第4条

<sup>34</sup> 本規定第9条第1項

<sup>35</sup> 本規定第8条第1項

<sup>36</sup> 本規定第10条第1項

<sup>37</sup> 本規定第13条

<sup>38</sup> 本規定第14条

<sup>39</sup> 本規定第16条

## 二. 連載 中国企業法実務

### 第十二弾：情報化時代における各種論点（第5回／全6回）

第1回	2017年9月号	個人情報保護
第2回	2017年10月号	広告に関する法規制
第3回	2017年11月号	電信業務
第4回	2017年12月号	コンテンツ規制
第5回	2018年1月号	商用暗号規制
第6回	2018年2月号	サイバーセキュリティ

## 第5回 商用暗号規制

### 1. 法規制の概要

今回で第十二弾の連載となる「情報化時代における各種論点」の第5回は、「商用暗号規制」について紹介したい。

#### (1) 従来の商用暗号法規制

中国においては、商用暗号に対する管理、情報安全の保護、国の安全及び利益の保護等を目的として、国家秘密に係らない内容の情報に対して暗号化による保護を行い、また、安全認証に使用する暗号技術及び暗号製品を商用暗号とし<sup>40</sup>、その科学研究<sup>41</sup>、商用暗号製品の生産、販売及び使用について規制が設けられている。

商用暗号に関する基本法規と位置付けられる「商用暗号管理条例」<sup>42</sup>（以下「暗号条例」という。）によると、具体的には、以下のとおり許認可事項及び禁止事項が定められている。

##### ① 許認可事項

- ア 商用暗号製品を生産するために、国家暗号管理機構<sup>43</sup>からの指定を受けなければならない（生産単位<sup>44</sup>の指定）<sup>45</sup>。
- イ 商用暗号製品を販売するために、国家暗号管理機構からの許可を得なければならない（販売単位の許可）<sup>46</sup>。

<sup>40</sup> 中国語で“商用密碼”

<sup>41</sup> 実務上、中国現地の日系企業（特に外商独資企業）は中国で商用暗号技術の科学研究を実施することができる単位として指定された事例は存在していないため、暗号技術の科学研究は日系企業との関係が薄いと思われる。そのため、本文では、暗号技術の科学研究に関する法規制の説明は省略する。

<sup>42</sup> 《商用密碼管理条例》

<sup>43</sup> 国家暗号管理局のことであり、以下同じである。

<sup>44</sup> ここでの単位は、法人格を有する企業、組織等を意味している。以下同じである。

<sup>45</sup> 暗号条例第7条

<sup>46</sup> 暗号条例第10条



- ウ 国家暗号管理機構の認可等を経た商用暗号製品しか生産、輸出入、販売<sup>47</sup>又は使用することができない（商用暗号製品の認可等）<sup>48</sup>。
- エ 外国の組織又は個人（外交機構を除く）は、中国で商用暗号製品又は暗号用技術を含む設備を使用するために、国家暗号管理機構の許可を得なければならない（外国の組織又は個人の使用許可）<sup>49</sup>。
- オ 商用暗号製品を宣伝、公開展示するために、事前に国家暗号管理機構の許可を得なければならない（宣伝、公開展示の許可）<sup>50</sup>。

## ② 禁止事項

- ア いかなる単位及び個人も、国外で生産された商用暗号製品を販売してはならない<sup>51</sup>。
- イ いかなる単位及び個人も、自らが研究制作した、又は国外で生産された商用暗号製品（即ち国家暗号管理機構の認可等を経していない商用暗号製品）を使用することはできない<sup>52</sup>。
- ウ 商用暗号製品のユーザーは、その使用する商用暗号製品を譲渡してはならない<sup>53</sup>。
- エ いかなる単位及び個人も、不法に商用暗号を攻撃してはならず、商用暗号を利用して国家の安全と利益、社会治安に危害を及ぼし、又はその他の違法犯罪活動を行ってはならない<sup>54</sup>。

また、暗号条例の実施細則として、商用暗号製品の生産に関する「商用暗号製品生産管理規定」<sup>55</sup>（以下「暗号生産規定」という。）、商用暗号製品の販売に関する「商用暗号製品販売管理規定」<sup>56</sup>、商用暗号製品の使用に関する「商用暗号製品使用管理規定」<sup>57</sup>、及び外国の組織又は個人による商用暗号製品の使用に関する「外国組織及び個人による中国における暗号製品の使用管理弁法」<sup>58</sup>のそれぞれが公布・施行されている。

## (2) 商用暗号法規制の改正

2017年9月22日、中国の国務院は40項目の国務院の各部署が担当する許認可事項を取り消す旨の決定<sup>59</sup>（以下「国発46号決定」という。）を行い、当該国発46号

<sup>47</sup> 「商用暗号製品生産管理規定」第4条より追加された。

<sup>48</sup> 暗号条例第8条、第9条、第13条、第14条

<sup>49</sup> 暗号条例第15条

<sup>50</sup> 暗号条例第18条、また、当該宣伝、公開展示の許可に関する許認可の具体的な内容を定める暗号条例の実施細則は存在していない。

<sup>51</sup> 暗号条例第13条

<sup>52</sup> 暗号条例第14条

<sup>53</sup> 暗号条例第16条

<sup>54</sup> 暗号条例第18条

<sup>55</sup> 《商用密码产品生产管理規定》、2006年1月1日施行、2017年12月1日改正施行

<sup>56</sup> 《商用密码产品销售管理規定》、2006年1月1日施行、2017年12月1日廃止

<sup>57</sup> 《商用密码产品使用管理規定》、2007年5月1日施行、2017年12月1日廃止

<sup>58</sup> 《境外组织和个人在华使用密码产品管理办法》、2007年5月1日施行、2017年12月1日廃止

<sup>59</sup> 《国务院关于取消一批行政许可事项的决定》（国发〔2017〕46号）

決定及びその実施細則と位置付けられる「商用暗号製品の生産単位許認可等の4項目の行政許認可が取消された後における関連管理政策の新旧整合性作業を適切に行うことに関する国家暗号管理局の通知」<sup>60</sup>（以下「336号通知」という。）により、生産単位の指定（上記（1）①のア）、販売単位の許可（上記（1）①のイ）、外商投資企業による国外で生産された商用暗号製品の使用に関する許認可（上記（1）②のイの例外としての許認可<sup>61</sup>）、及び外国の組織又は個人の使用許可（上記（1）①のエ）が全て取り消され（以下では、これらの許認可事項を併せて「取消された暗号製品許認可事項」という。）、国家及び地方の暗号管理機構による事後監督管理（以下「暗号監督管理」という。）に変更された。

また、2017年12月1日、国家暗号管理機構が「一部の管理規定の廃止と改正に関する国家暗号管理局の決定」<sup>62</sup>（以下「公告第32号」という。）を公布し、当該公告第32号により、暗号生産規定が改正され、それ以外の暗号条例の実施細則である「商用暗号製品販売管理規定」、「商用暗号製品使用管理規定」及び「外国組織及び個人による中国における暗号製品の使用管理弁法」は全て廃止された。

### (3) 商用暗号法規制の現状

上記（1）及び（2）に基づき、商用暗号製品の許認可の現状を下表のとおり整理した。

許認可事項	関連の暗号条例の実施細則	現状	記載箇所
生産単位の指定	暗号生産規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可取消し<sup>63</sup></li> <li>・実施細則改正</li> <li>・暗号監督管理適用</li> </ul>	上記（1）①のア
販売単位の許可	商用暗号製品販売管理規定（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可取消し</li> <li>・実施細則廃止</li> <li>・暗号監督管理適用</li> </ul>	上記（1）①のイ
暗号製品の認可	暗号生産規定 国発46号決定 336号通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可継続</li> <li>・暗号生産規定等の現行法令より定める</li> </ul>	上記（1）①のウ

<sup>60</sup> 《国家密码管理局关于做好商用密码产品生产单位审批等4项行政许可取消后相关管理政策衔接工作的通知》

<sup>61</sup> 商用暗号製品使用管理規定第9条

<sup>62</sup> 《国家密码管理局关于废止和修改部分管理规定的决定》

<sup>63</sup> 既に発行された許認可証書はその記載期限の到来により自動失効となり、残りの有効期間内に変更手続は行われない（336号通知第2条）。他の取り消された暗号製品許認可事項は同じである。

外商投資企業による国外で生産された暗号製品の使用に関する許認可	商用暗号製品使用管理規定（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可取消し</li> <li>・実施細則廃止</li> <li>・暗号監督管理適用</li> </ul>	上記（1）②のイの例外
外国の組織又は個人の使用許可	外国組織及び個人による中国における暗号製品の使用管理弁法（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可取消し</li> <li>・実施細則廃止</li> <li>・暗号監督管理適用</li> </ul>	上記（1）①のエ
宣伝、公開展示の許可	なし	・不明 <sup>64</sup>	上記（1）①のオ

他方、現時点で、上記の商用暗号製品の許認可を定める暗号条例自体は未だ改正されていないため、取消された暗号製品許認可事項の取扱いについて、暗号条例と国発46号決定及び公告第32号に形式的な矛盾点もみられるのみならず、変更後の暗号監督管理のみを受けるのであれば、取消された暗号製品許認可事項の関連業務（外商投資企業による国外で生産された暗号製品の使用及び外国の組織又は個人による外国製の商用暗号製品の使用等）は、何らの制限なく自由に行われるかできるかどうか等の問題について、法規定上、実務上は必ずしも明確になっていない部分があり、今後の法改正と実務運用等に注目する必要がある<sup>65</sup>。

以下では、暗号条例、暗号生産規定、国発46号決定、336号通知及び公告第32号等現行の商用暗号の関連法令に基づき、商用暗号法規制の現状、即ち（i）商用暗号規制の対象製品の範囲、（ii）許認可の継続が明確になっている暗号製品の認同等、及び（iii）取消された暗号製品許認可事項に対する暗号監督管理の概要について紹介する。

## 2. 商用暗号規制の対象製品

暗号条例において、商用暗号とは、国家秘密内容にかかわらない情報について秘密を加えた保護又は安全認証をするのに使用する暗号技術及び暗号製品、と定義されているが<sup>66</sup>、具体的にいかなる範囲の製品が含まれるかについて明確な規定は設けられていな

<sup>64</sup> 宣伝、公開展示の許可について、暗号条例第18条に定める原則的な内容以外に、その審査要件、提出書類、申請方法等の具体的な内容を明確に定める現行法令は存在しておらず、国家暗号管理機構に公開された同機構最新の許認可事項リスト（後述3.を参照されたい。）にも、当該許認可が記載されていないため、その取扱いは明確になっておらず、今後の法改正等に注目する必要がある。

<sup>65</sup> 336号通知の施行後に、ある個別の案件に関連して、上海市暗号管理局に照会した結果では、外商投資企業は、許可手続なしに、業務上の確かな必要がある場合に、海外で生産された暗号製品を使用することができるとの回答を得ている。不明確な点がある場合には、このように、個別の案件の事情を踏まえて、当局に最新の解釈・運用を確認することが無難といえる。

<sup>66</sup> 暗号条例第2条

い。

また、暗号生産規定では、商用暗号製品につき、暗号技術を採用して国家秘密にかかわらない内容の情報について暗号化保護又は安全認証をした製品、と定義されているが<sup>67</sup>、かかる定義は曖昧かつ広汎であり、ここから商用暗号製品の具体的な範囲を導き出すことは困難である。

そこで、商用暗号製品の具体的な範囲を捉えるためには、暗号管理機構による公的見解等も参考にする必要がある。例えば、北京市暗号管理局（北京市の暗号管理機構）の公式サイトに掲載されている商用暗号製品に関する説明によれば、少なくとも以下のような製品が、商用暗号製品に含まれることになる<sup>68</sup>。

(通信暗号類製品)

- ① 電話暗号機器
- ② ファクシミリ暗号機器
- ③ 各種バスインターフェースの暗号カード
- ④ コンピュータのアプリケーション層の暗号機器
- ⑤ コンピュータのネットワーク層の暗号機器、
- ⑥ コンピュータのデータリンク層における暗号機器・・・等

(非通信暗号類製品)

- ① 認証及びメモリー等の暗号製品
- ② インテリジェント IC カード
- ③ インテリジェント暗号キー
- ④ 各種偽造防止システム
- ⑤ データベース暗号システム・・・等

なお、現行の暗号条例及び暗号生産規定は必ずしも明確な形で商用暗号規制の対象製品の範囲を定めていないため、実務上の対応として、例えば中国現地で外国製（日本製等）のセキュリティ製品を使用することを考える日系現地法人や、中国現地に外国製（日本製等）のセキュリティ製品を持ち込むことを予定する日本企業等は、(ア) 上述の管理当局の公的見解をもとにその「商用暗号製品」該当性を個別に判断し、(イ) 明確に判断ができない場合には、管轄する暗号管理機構に照会して判断を求めるという方法が考えられる。

---

<sup>67</sup> 暗号生産規定第2条

<sup>68</sup>

[http://www.bjgm.gov.cn/web/static/articles/catalog\\_00000000356a2c0d01356b32cd58000e/article\\_ff808081358f708d01359e7425f30072/ff808081358f708d01359e7425f30072.html](http://www.bjgm.gov.cn/web/static/articles/catalog_00000000356a2c0d01356b32cd58000e/article_ff808081358f708d01359e7425f30072/ff808081358f708d01359e7425f30072.html)

### 3. 商用暗号製品の認可等

現行の暗号条例、暗号生産規定、336号通知及び『国家暗号管理局行政許認可事項公開リスト』の調整に関する国家暗号管理局の通知<sup>69</sup>の関連規定に基づき、商用暗号製品を生産、輸出入、販売又は使用する際には、その対象となる商用暗号製品について、下表で整理した許認可等を受けなければならないことになる。

項目	類型	管理機関	法的根拠	関連証書
商用暗号製品の品種及び規格に対する認可	許認可	国家暗号管理機構 (受理は省レベルの暗号管理機構)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号条例第8条</li> <li>・暗号生産規定第4条、第7条、第9条、第10条</li> <li>・336号通知第3条</li> <li>・商用暗号製品の品種及び規格の許認可サービス指針<sup>70</sup></li> </ul>	商用暗号製品規格証書 <sup>71</sup>
商用暗号製品の品質検査測定	検査測定	国家暗号管理機構が指定する製品品質検査測定機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号条例第9条</li> <li>・暗号生産規定第11条</li> </ul>	不明
商用暗号製品又は暗号用技術を含む設備の輸入に対する認可	許認可	国家暗号管理機構 (受理は省レベルの暗号管理機構)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号条例第13条</li> <li>・336号通知第3条</li> <li>・商用暗号製品又は暗号用技術を含む設備の輸入許認可サービス指針<sup>72</sup></li> </ul>	商用暗号製品と暗号用技術を含む設備の輸入許可証書
商用暗号製品の輸出に対する認可	許認可	国家暗号管理機構 (受理は省レベルの暗号管理機構)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号条例第13条</li> <li>・商用暗号製品の輸出許認可サービス指針<sup>73</sup></li> </ul>	商用暗号製品の輸出許可証書

### 4. 暗号監督管理の概要

前述 1. (2) のとおり、国発 46 号決定及び 336 号通知により、取り消された暗号製

<sup>69</sup> 《国家密码管理局关于调整“国家密码管理局行政审批事项公开目录”的通知》

<sup>70</sup> <http://www.sca.gov.cn/sca/c100060/201611/1002474/files/bce8591c72de4614b0232e8c8f581237.pdf>

<sup>71</sup> 「商用暗号製品規格証書」を取得した単位（生産販売者）は、毎年1月31日までに、所在地の省レベルの暗号管理機構に前年度の商用暗号製品の販売登記届出データを報告・送付する必要がある（公告第32号第4条）。

<sup>72</sup> <http://www.sca.gov.cn/sca/c100060/201611/1002479/files/18152d009045481a9103bf911f3a1ee5.pdf>

<sup>73</sup> <http://www.sca.gov.cn/sca/c100060/201611/1002481/files/57c5a49cd7f1439e80467bd51d49dae6.pdf>

品許認可事項については、全て暗号監督管理に変更された。また、国発 46 号決定の目録 1 の 28 番から 31 番及び 336 号通知の付属文書は、取り消された暗号製品許認可事項のそれぞれに対する暗号監督管理の措置及び要求等を定めている。以下では、これら暗号監督管理の概要を紹介する。

**(1) 「生産単位の指定」の取消後の暗号監督管理**

- 商用暗号製品の品種及び規格に対する認可及び商用暗号製品生産企業の生産能力と品質保証能力に対する監督・検査を強化し、商用暗号製品の製品標準規範を修正し、完全化すること
- 商用暗号製品に対する「コンピュータで検査対象と検査担当者をランダムで選び、検査結果を遅滞なく公開する」<sup>74</sup>抜き取り検査（以下「暗号製品抜き取り検査」という。）を強化し、暗号製品抜き取り検査制度を全面的に実施すること
- 業界団体・連合の結成を促進し、業界組織の自主管理機能を発揮させると共に、商用暗号製品の生産企業の承諾保証制度の導入を検討すること
- 信用システムを構築し、ブラックリスト制度を実施し、社会公衆による監督を強化すること
- 苦情申立・通報制度を健全化・完全化すること
- 違法及び規定違反の行為に対する調査・処罰を強化すること
- 政策に対する宣伝及び解説を強化すること

**(2) 「販売単位の許可」の取消後の暗号監督管理**

- インターネット安全商用暗号に対する検査を強化し、商用暗号製品のサプライヤー及びインテグレーターに対する監督・検査を強化すること
- 業界団体・連合の結成を促進し、業界組織の自主管理機能を発揮させると共に、商用暗号製品の生産企業の承諾保証制度の導入を検討すること
- 信用システムを構築し、ブラックリスト制度を実施し、社会公衆による監督を強化すること
- 苦情申立・通報制度を健全化・完全化すること
- 違法及び規定違反の行為に対する調査・処罰を強化すること
- 政策に対する宣伝及び解説を強化すること

**(3) 「外商投資企業による国外で生産された暗号製品の使用に関する許認可」の取消後の暗号監督管理**

- 商用暗号製品又は暗号用技術を含む設備の輸入に対する認可において、輸入暗号製品のエンドユーザー及び最終使用目的に対する審査・確認を強化すること
- 「商用暗号製品と暗号用技術を含む設備の輸入許可証書」を取得した単位に対す

<sup>74</sup> 中国語は“双随机一公开”



る暗号製品抜き取り検査を強化し、暗号製品抜き取り検査制度を全面的に実施すること

- 信用システムを構築し、ブラックリスト制度を実施し、社会公衆による監督を強化すること
- 苦情申立・通報制度を健全化・完全化すること
- 違法及び規定違反の行為に対する調査・処罰を強化すること
- 政策に対する宣伝及び解説を強化すること

**(4) 「外国の組織又は個人の使用許可」の取消後の暗号監督管理**

- 商用暗号製品又は暗号用技術を含む設備の輸入に対する認可において、中国国外の暗号製品を使用するエンドユーザー及び最終使用目的に対する審査・確認を強化すること
- 「商用暗号製品と暗号用技術を含む設備の輸入許可証書」を取得した単位に対する暗号製品抜き取り検査を強化し、暗号製品抜き取り検査制度を全面的に実施すること
- 信用システムを構築し、ブラックリスト制度を実施し、社会公衆による監督を強化すること
- 苦情申立・通報制度を健全化・完全化すること
- 違法及び規定違反の行為に対する調査・処罰を強化すること
- 政策に対する宣伝及び解説を強化すること

(田暁争・外国法事務弁護士)

### 三. 中国法務の現場より

#### 1. モバイル決済の利用限度額

「QR コード決済」は、名の通り「QR コード」<sup>75</sup>を用いた電子決済方法の1つである。決済金額が登録された QR コードを ユーザーのスマートフォンで読み取ることで決済を完了できる。このようなモバイル決済は、中国では既に広く浸透しており、レストランやスーパーでの決済は勿論、野菜を販売している八百屋や焼き芋を販売している屋台への支払でもモバイル決済が利用されている。

モバイル決済は、現金決済と比べると、支払側は小銭を持たずに便利に支払うことができ、受ける側はお釣りを返す手間を省ける上、偽札による支払いを避けられるといったメリットがある為、かつては現金決済を利用していた小規模の経営者においても、モバイル決済が急速に普及している。

経営者にとって、正式な営業許可の有無や納税記録などにかかわらず、自分の口座を示す QR コードさえ店先に掲げれば、商売が成り立つので、非常に便利な決済方法と言える。モバイル決済の普及に伴い、現金を持たずに、全てモバイル決済を利用する消費者の数もますます増えている<sup>76</sup>。

このように、モバイル決済の利用規模は膨らんでいる一方、中国人民銀行は、ついにモバイル決済を制限する法令「中国人民銀行バーコード支払業務規範（試行）に関する通知」<sup>77</sup>を公布した。当該法令は、個人ユーザーにおける QR コードを用いたモバイル決済の利用限度額について、規制を設けている。具体的には、ユーザーのアカウント状況（本人認証の確実度の高さ）に応じて A、B、C、D という 4 つのレベルに分けて管理され、一日あたり利用可能な限度額は、最低（D レベル）の場合、500 元に制限される。

当該法令によれば、バーコード支払業務は、その利用するコードの種類によって、動態コードと静態コードがあり、動態コードは、有効期限や使用回数など設定があり、随時に更新しているので、重複利用することが制限される為、より安全と言われている<sup>78</sup>。それと違って、屋台などによく見られる、紙に印刷された QR コードのようなものは静態コードに該当する。静態コードは、偽のコードにすり替えられたり、マルウェアを仕込む手法で盗まれる事件が発生するリスクが高いと言われており、今回、1 日あたり 500

<sup>75</sup> 中国語は“二维码”

<sup>76</sup> 逆に、現金を持ち歩かなくなることにより、急に現金が必要になった場合（例えば、QR コード決済を好まないタクシーの運転手に当たってしまった場合など）に、支払いに困るといったことがある。

<sup>77</sup> 《中国人民银行关于印发<条码支付业务规范（试行）>的通知》

<sup>78</sup> 我々のモバイル端末で生成される QR コードを店側よりスキャンする場合、利用されたのは動態 QR コードである。

元に制限されたのは、静態バーコードを利用する支払である。

当該規制に対して、アリペイ及び We Chat ペイという二つ大手のモバイル決済プラットフォームは、これを支持する表明をしているが、一般消費者においては、支払リスクを回避できるメリットがあるとしてこれを支持する者もいれば、支払限度額が設定される為、不便になると心配する者もあり、その反応は分かれているようである。

(呉秀穎・中国法顧問、包城偉豊・弁護士)

## 2. ごみの分別収集に改善の動き

中国では、日本のような厳格なごみの分別収集は普及していない。

日本であれば、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、各種資源ごみ毎に細かい分別基準と収集日が決められ、出し方に従わないごみは回収しないことにより、分別収集が徹底して実施されている。有料の指定収集袋に入れていないごみは回収しないとする自治体も多い。

他方、中国では、分別収集の試みはなされているものの、徹底はされておらず、オフィスや家庭において、厳格な分別収集をせずに、ごちゃ混ぜにごみ箱に入れて廃棄するケースが多いといえる。生活実感としては、日本でいうところの粗大ごみや古紙等の資源ごみについては、回収業者を呼べば現金で買い取ってくれる上、普通のごみについても、分別せずとも毎日持って行ってくれるので、気楽で便利な感覚すらある。

ところが、近時、小職が居住する小区<sup>79</sup>において、それまで 1 種類だったごみ箱が急に、「干垃圾」、「湿垃圾」と書かれた 2 つのごみ箱になった。「干垃圾」は乾いたごみ（英語では other waste）、「湿垃圾」は湿ったごみ（英語では kitchen waste）を指す。前者は日本の燃やせるごみ、後者は燃やせないごみに近いが、後者は台所の生ごみその他濡れたものということで、「燃やせるごみ」（何が燃やせるのかどうかは素人には判断しにくい）よりも分かり易い分類ともいえる<sup>80</sup>。



<sup>79</sup> 中国の都市部では、日本のような戸建や個別のマンション・アパートが公道に面している場面は非常に少なく、「小区」と呼ばれる塙で囲まれた居住区（その中には同じ規格のマンション、団地、戸建て等の建物が並ぶ）により町並みが構成されるのが一般的である。

<sup>80</sup> なお、生ごみとその他のごみを混ぜると、焼却処理の効率が悪くなり、コストと汚染物質の排出が増すこと、紙類等も乾いていけば資源となるが汚く濡れてしまうとごみとなることなどから、乾湿二分法は、単純ではあるが有効な方法だと言われる。

これに興味を持って調べてみると、2000年に全国8都市<sup>81</sup>が分別収集の試験的導入都市に選ばれ、分別収集の試みがなされたが、10年を経て失敗に終わったとされる。失敗の原因としては、住民の自覚が足りないこと、分別しても処理するときに混合されてしまうこと、資源化処理のシステムが未整備であることなどが挙げられる<sup>82</sup>。もっとも、近年は、分別収集の実施が拡大し、報道によれば、上海では、2011年の100か所から2017年の10000か所、500万世帯、上海市住民の3分の2の範囲に適用が拡大したとされる。また、グリーン口座というポイント制により、分別収集に協力することによりポイントを貯めることにより、分別収集を促進するという制度も導入が始まっている（次の写真はある小区における掲示板での案内）<sup>83</sup>。しかし、あまり普及に成功していないとの報道もある。



そんな中、先日上海市人民代表大会にて上海市長に当選した応勇氏が当選後の記者会見で、ごみの減量、分別という難題につき、社会全体を動員して推進すること、資源化利用と無害化処理能力を向上させるべきことを呼びかけた<sup>84</sup>。

今後は、中国においても、次第にごみの分別収集が徐々に普及し、企業や家庭においても、対応に迫られる可能性が現実味を帯びてきていると言える。もっとも、社会環境の違いから、日本の制度をそのまま導入するのではなく、中国の得意分野である、スマ

<sup>81</sup> 北京、上海、広州、深圳、杭州、南京、厦門、桂林

<sup>82</sup> 日本留学経験を有する王雲飛博士（長江デルタ循環経済技術研究院）の1月20日に上海市内某所で行われた勉強会におけるレポートによる。なお、勉強会においては、日本と異なり、中国ではもともと低廉な労働力が豊富にあったため、売れる資源の獲得を目指して、混在したごみから資源を取り出して処理する業者が多数存在しており、経済活動の一環としてごみ処理の一端が担われていた反面、政府による統一的な管理が行き届いていないという見解が示された。また、中国のごみ回収の現状から考えて、有料の指定収集袋の導入は困難ではないかとの意見も出た。

<sup>83</sup> <http://www.greenfortune.sh.cn/>

<sup>84</sup> <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2315/nw5827/u21aw1286031.html>

---

ホのアプリや無数にある監視カメラ等を活用した、誘導と監視を融合した独自の制度に  
発展する可能性が秘められていると思われる。

(山根基宏・弁護士)

**TMI 中国最新法令情報—2018年1月号—**

発 行：TMI 総合法律事務所

監 修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発 行 日：2018年1月31日